

指定介護予防支援事業所 谷塚西部地域包括支援センターの概要

1 事業所の名称及び所在地

名 称 : 谷塚西部地域包括支援センター
所 在 地 : 〒340-0031 草加市新里町989-1番地
電 話 番 号 : 048-929-0014
事業所番号 : 1101800033
サービス種別: 指定介護予防支援事業

2 事業の目的及び運営の方針

利用者が可能な限りその自宅において、自立した生活を営むことが出来るように、利用者に対して、適切な介護予防サービス計画を作成し、かつ、介護予防サービスの提供が確保されるように支援を行うことを目的とする。
事業の実施に当たり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 従業者の職種、員数及び職務の内容

- ①管理者1名（兼務）
事業所の職員の管理及び業務の管理を行う。又、自らも介護予防支援業務を行う。
- ②主任介護専門員1名以上、保健師等1名以上、社会福祉士1名以上、介護支援専門員1名以上
介護予防支援業務を行い、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行う。

4 営業日及び営業時間

営 業 日 : 月曜日から土曜日（12月29日～1月3日を除く）
営 業 時 間 : 午前9時00分～午後5時00分まで
休 業 日 : 日曜日、祝日、年末年始

5 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等

- 介護予防支援の提供方法は、次の通りとし、利用料については草加市が定める基準によるものとする。
- ①相談場所 草加キングス・ガーデン介護相談センター相談室(必要に応じて居宅等で実施)
 - ②適切な課題分析ができるアセスメントシートを用いるものとする
 - ③サービス担当者会議開催場所 草加キングス・ガーデン介護相談センター相談室等

6 通常の事業の実施地域

事業実施区域は、草加市谷塚西部地区(遊馬町、新里町、柳島町、谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、両新田西町)とする。

7 個人情報の取り扱い(守秘義務について)

職員は在職中及び退職後においても、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用しないものとする。
事業所は、職員に対し個人情報の保護に関しての研修を行い、これらの個人情報の守秘義務に関する誓約書を受け取るものとする。

8 事故発生時の対応

センター職員は、利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市役所関係窓口連絡を行うとともに、必要な措置をとるものとする。

9 業務の再委託について

介護予防サービス計画の作成にあたっては、指定を受けた居宅介護支援事業所にアセスメント業務、計画の原案作成、計画書交付、サービス提供に関する連絡調整、モニタリング、評価、給付管理などを再委託することが出来る。

高齢者虐待防止の推進について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置について「虐待等防止のための指針」を参考とする。
虐待の発生又はその再発を防止するための措置を、適切に実施するための担当者を置くものとする。

感染症対策の強化について

事業所は、感染症の発生又はまん延を防止するための措置について「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を参考とする。

10 サービス内容に関する相談・苦情の窓口について

- | | |
|-----------------------------|--|
| ・谷塚西部地域包括支援センター 苦情相談担当(管理者) | 048-929-0014 |
| ・草加市役所 介護保険課 | 048-922-0151(代表) |
| ・埼玉県国民健康保険団体連合会 | 048-824-2568 |
| ・第三者委員 | 平井 正治 |
| | soka.kg.3rd@aa.wakwak.com |

2024.4.1